

公益社団法人日本図書館協会著作権取扱規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人日本図書館協会(以下「本法人」という。)に投稿される著作物に関する会員及び投稿者(以下、「会員等」という。)の著作権の取扱いに関する基本的事項を定める。ただし、本法人と会員等が出版契約その他の契約を書面により締結した場合には、当該契約がこの規程に優先する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

① 本法人発行の機関誌、研究報告書、調査報告書等の出版物に投稿される論文、解説記事等

② 本法人が主催若しくは共催するシンポジウム、全国大会、会議等の予稿又はプロシーディングス原稿等

ただし、研究集会等でのプレゼンテーション資料・配付資料(本法人の印刷物等に収載されるものを除く)は、この規程における本著作物から除外する。

③ その他前記各号に類するものであって本法人が指定するもの

(2) 本著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定めるすべての権利を含む。

(4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本法人に帰属する。

2 本著作財産権は、本著作者が本法人に対して本著作物を投稿し、本法人が本著作物の掲載を確定した時点(第2条第1号②の場合には会議等で発表することが確定した時点)をもって本法人に譲渡されたものとする。

3 特別な理由により前二項に定める取扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本法人に対して書面で申し出せるものとし、かかる場合の取扱いについては、本法人及び本著作者の協議によって定める。

4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本法人に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本法人がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。

5 第2項による本著作財産権の譲渡後、投稿された本著作物が本法人の出版物に掲載されないことが決定された場合(第2条第1号②に定める著作物については、シンポジウム、全国大会、会議等が開催されなくなった場合をいう。)、本法人は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

第4条 本著作者は、以下の各号に該当する場合、本法人と本法人が許諾する者に対して、本著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 氏名表示等の翻字及びこれに伴う必要最小限度の改変
- (2) 電子的配布に伴う氏名表示等の必要最小限度の改変
- (3) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

ただし、本法人は、本著作者の名誉・声望を害することのないように、注意を払うものとする。

2 本法人は、本法人が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

(著作者による著作物の使用)

第5条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本法人が別途定める事項を記載した書面により本法人に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本法人は、当該本著作物の利用が、本法人の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。なお、研究発表要旨、大会発表予稿、本法人が主催又は共催する会議などの予稿、プロシーディングス原稿等（以下「発表要旨等」という）については、研究・調査の途中成果とみなし、著作者が当該発表要旨等を研究・調査の最終成果物とするため他団体等へ前項の申請をすることなく投稿することに対して、本法人は著作財産権を保有していることを理由に本著作者及び他団体等に異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本法人の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。

- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人もしくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用

(著作者による保証等)

第6条 本著作者は、次の各号のいずれも保証する。

なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

- (1) 本著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと
- (2) 本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと
- (3) 本著作物が共同著作物である場合には、本法人への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本法人以外の第三者に対し、本著作物にかかる一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本法人は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 この規程に定めのない事項及びこの規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本法人は信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

附則

1. この規程は、平成29年3月17日から施行する。